

## 令和5年度に災害により被災した学生に対する経済支援

令和5年度は能登半島地震をはじめとする複数の災害が発生し、多くの地域に大きな被害が報告されています。これにより、災害で被災し、経済的に厳しい状況に直面している学生が学業に専念できるよう経済支援を実施します。

【対象者】以下のすべてに該当する者

- 令和5年度に認定された災害救助法適用地域に住居する住宅(学生本人又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本の住宅)が、災害の影響で被害を受けた者。
- 罹災証明書で罹災状況が確認できる者。

【給付額】

被害状況	金額
全壊、半壊、全焼、半焼失、全流出、半流出、全埋没、半埋没、床上浸水	50,000 円(一時金)
床下浸水、一部損壊	30,000 円(一時金)

※予算を超える申請があった場合は、被害状況が深刻な者を優先して採用する。

【提出書類】

- ・災害により被災した学生に対する経済支援申請書(指定様式)
- ・罹災証明書(コピー可)
- ※罹災状況の記載があり、住宅に物理的損害を受けたことがわかるもの。
- ・振込依頼書(指定様式)
- ・通帳のコピー(振込依頼書に記入した口座情報がわかるもの)

【提出期限】

**令和6年 2月16日(金) 17:00**(日立キャンパスは16:00)

郵送で提出する場合は、**令和6年 2月16日(金) 必着**

【提出先】

●大学窓口に提出する場合

水戸キャンパス学生支援センター(平日 8:30~17:00)

日立キャンパス工学部学務グループ(平日 9:00~16:00)

阿見キャンパス農学部学務グループ(平日 8:30~17:00)

●郵送で提出する場合

〒310-8512 茨城県水戸市文京2-1-1 茨城大学学生支援センター 宛

上記住所宛に、簡易書留やレターパックなどの郵便記録の残る方法で送付してください。

「災害により被災した学生に対する経済支援申請書 在中」と封筒に朱書きしてください。

**【結果通知】**

申請した者の大学で付与している学生番号のメールアドレス宛に審査結果を送付します。  
採用された者に対して、結果通知後に決定した支援額を振り込みます。

**【許可の取り消し】**

・許可の理由が消滅した場合や虚偽の申請が判明した場合には、給付決定を取り消し、給付金を返還するものとする。

**【その他】**

- ・既に日本学生支援機構「JASSO 災害支援金」等の経済支援を受けている場合でも申請可能とする。
- ・申請期限を過ぎた場合は、受理いたしません。

**【問合せ先】**

茨城大学学生支援センター

shien\_soudan@ml.ibaraki.ac.jp

問合せは、大学で付与した学生番号のメールアドレスを使用して、学生本人からお問合せください。

お問合せのメールには、氏名、学生番号、携帯電話番号を記載のうえ、お問合せ内容を具体的に記載してください。

令和5年度の災害救助法適用地域は下記のとおりです。

●令和6年1月23日からの大雪

【岐阜県】

不破郡関ヶ原町(法適用日:令和6年1月24日)

●令和6年能登半島地震

【新潟県】

新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町(法適用日:令和6年1月1日)

【富山県】

富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町(法適用日:令和6年1月1日)

【石川県】

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町(法適用日:令和6年1月1日)

【福井県】

福井市、あわら市、坂井市(法適用日:令和6年1月1日)

●令和5年台風第13号

【福島県】

いわき市、南相馬市(法適用日:令和5年9月8日)

【茨城県】

日立市、高萩市、北茨城市(法適用日:令和5年9月8日)

【千葉県】

茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町(法適用日:令和5年9月8日)

●令和5年台風第7号

【京都府】

福知山市、舞鶴市、綾部市(法適用日:令和5年8月14日)

【兵庫県】

美方郡香美町(法適用日:令和5年8月15日)

【鳥取県】

鳥取市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町(法適用日:令和5年8月15日)

●令和5年台風第6号の影響による停電

【沖縄県】

那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、国頭郡大宜味村、国頭郡東村、国頭郡今帰仁村、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、国頭郡伊江村、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡南大東村、島尻郡伊平屋村、島尻郡伊是名村、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町(法適用日:令和5年8月1日)

## ●令和 5 年 7 月 7 日からの大雨

### 【島根県】

出雲市(法適用日:令和 5 年 7 月 8 日)

### 【佐賀県】

佐賀市、唐津市、伊万里市(法適用日:令和 5 年 7 月 8 日)

### 【大分県】

中津市、日田市(法適用日:令和 5 年 7 月 8 日)

### 【福岡県】

久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町(法適用日:令和 5 年 7 月 8 日)

### 【富山県】

富山市、高岡市、小矢部市、南砺市(法適用日:令和 5 年 7 月 12 日)

### 【秋田県】

秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村(法適用日:令和 5 年 7 月 14 日)

### 【青森県】

西津軽郡深浦町(法適用日:令和 5 年 7 月 14 日)

### 【石川県】

河北郡津幡町(法適用日:令和 5 年 7 月 12 日)

## ●令和 5 年 6 月 29 日からの大雨

### 【山口県】

山口市、美祢市(法適用日:令和 5 年 6 月 30 日)

## ●令和 5 年梅雨前線による大雨及び台風第 2 号

### 【静岡県】

磐田市(法適用日:令和 5 年 6 月 2 日)

### 【埼玉県】

草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町(法適用日:令和 5 年 6 月 2 日)

### 【茨城県】

取手市(法適用日:令和 5 年 6 月 2 日)

### 【和歌山県】

海南市(法適用日:令和 5 年 6 月 2 日)

## ●令和 5 年石川県能登地方を震源とする地震

### 【石川県】

輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町(法適用日:令和 5 年 5 月 5 日)